

受動喫煙の防止等に関する条例施行規則

平成24年3月30日規則第21号

改正 平成24年11月20日規則第47号

改正 令和元年6月11日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(喫煙目的施設)

第2条 条例第9条第1項に規定する規則で定める喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする対象施設は、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第4条各号のいずれかに該当するものとする。

(表示の様式)

第3条 条例第9条第3項、第10条第4項、第11条第4項及び第5項（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）並びに第12条第7項の規定による表示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を標準として行うものとする。ただし、文字のみでこれらの規定による表示を行うことを妨げない。

- (1) 条例第9条第3項の規定による表示 様式第1号
- (2) 条例第10条第4項及び第11条第5項（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）の規定による表示 様式第2号
- (3) 条例第11条第4項（条例第12条第6項において準用する場合を含む。）の規定による表示 様式第3号
- (4) 条例第12条第7項の規定による表示 様式第4号

(屋外喫煙区域における受動喫煙の防止等のために必要な措置)

第4条 条例第10条第1項に規定する規則で定める措置は、対象施設を利用する者が通常立ち入らない屋外の区域に屋外喫煙区域を設置することとする。

(喫煙室の構造又は設備)

第5条 条例第11条第1項に規定する規則で定める喫煙室の構造又は設備は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 給気のため又はスプリンクラー設備その他の消火設備の設置のために必要な開

口部及び出入口を除き、床面から天井まで達する壁、間仕切り等により仕切られていること。

(2) 出入口において、風速0.2メートル毎秒以上の室内の方向への気流があること。

(3) 常にたばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）を直接屋外に排出することができること。

（喫煙目的施設における措置の方法等）

第6条 条例第12条第3項第1号に規定する喫煙をすることができる室は、前条各号に掲げる基準に適合する構造又は設備を有するものでなければならない。

2 条例第12条第3項第2号に規定する喫煙をすることができる階と喫煙をすることができない階に区分する方法とは、次に掲げる方法をいうものとする。

(1) 喫煙をすることができる階を他の全ての階より上階に設ける方法

(2) 喫煙をすることができる階の構造又は設備を次に掲げる基準に適合するものとする方法

ア 喫煙をすることができない階に通ずる昇降口に扉等を設けることにより喫煙をすることができない階へのたばこの煙の排出を遮ることができること。

イ アの昇降口において、風速0.2メートル毎秒以上の喫煙をすることができる階の方向への気流があること。

ウ 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。

（公表）

第7条 条例第16条第3項の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（20歳未満の者等に受動喫煙を生じさせる場所）

第8条 条例第19条第2項に規定する規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 通学時間帯における通学路

(2) 祭礼、縁日その他の多数の者の集合する催しが行われている屋外の場所で20歳未満の者又は妊婦が現にいる場所及びその周囲

（身分証明書）

第9条 条例第21条第2項の証明書の様式は、様式第5号によるものとする。

(補則)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月20日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月11日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第2条(※注)及び次項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第16号)附則第3項の規定の適用がある場合における第2条(※注)の規定による改正後の受動喫煙の防止等に関する条例施行規則第3条の規定の適用については、同条中「第5項(条例第12条第6項」とあるのは「第5項(条例第12条第6項(受動喫煙の防止等に関する条例の一部を改正する条例(平成31年兵庫県条例第16号。以下「改正条例」という。))附則第3項において準用する場合を含む。))」と、「並びに第12条第7項」とあるのは「並びに第12条第7項(改正条例附則第3項において準用する場合を含む。))」と、同条第2号及び第3号中「第12条第6項」とあるのは「第12条第6項(改正条例附則第3項において準用する場合を含む。))」と、同条第4号中「第12条第7項」とあるのは「第12条第7項(改正条例附則第3項において準用する場合を含む。))」とする。

様式第1号（第3条関係）



禁 煙
No Smoking

「禁煙」には、加熱式たばこも含まれます。





喫煙区域あり
Smoking room
available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



様式第5号（第9条関係）

（表面）

第 号	身 分 証 明 書
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	所 属 職 名 氏 名
<p>上記の者は、受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）第21条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。</p>	
年 月 日	
兵庫県知事 印	

（裏面）

受動喫煙の防止等に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第21条 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における第9条から第12条まで及び第14条第2項の措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（過料）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

（2） 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（両罰規定）

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を過料に処するほか、その法人又は人についても、同条の過料に処する。